

不要財産の国庫納付について（運営費交付金残額）

1 概要

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）に対する運営費交付金については、独立行政法人会計基準に基づき、各中期目標期間終了時精算を行うこととなっている。このため、機構では第2期中期目標期間（平成21年度～平成25年度）の運営費交付金の精算を行っているが、その結果、約1.6億円の残額が発生しているため、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に基づき、不要財産として約161百万円を国庫納付するもの。

2 国庫納付する不要財産

現金及び預金 161,164,057円

3 経緯

- （1）機構運営費交付金については、第2期中期目標期間終了時の精算処理により、本部等勘定において約1.6億円の残額が生じているが、当該残額の処理は、通則法に基づき、機構全体（病院勘定、本部等勘定等）の損益計算では損失が生じているため、積立金ではなく、繰越欠損金として整理している（通則法第44条第2項）。
- （2）運営費交付金の収入のない病院勘定には、財省令により、この補填のために現実に当該残額を振り替えることはできない（財省令第9条）ため、使途はない状態で留保していることから、通則法第8条第3項等の規定（別紙1参照）に基づき、不要財産と認定し、国庫納付を行うもの。
- （3）なお、第1期中期目標期間終了時においても、当該資金と同様に運営費交付金の精算によって、約16億円の残額が生じ、国庫納付を行った。

4 添付資料

- （1）参照条文（別紙1）

独立行政法人通則法**(平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号)(抄)****(財産的基礎等)****第 8 条 略****2 略**

- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。)
で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第 46 条の 2 又は第 46 条の 3 の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

- 第 46 条の 2** 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第 30 条第 2 項第 4 号の 2 の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 ~ 4 略

- 5 主務大臣は、第 1 項、第 2 項又は第 3 項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
(平成 12 年 6 月 7 日政令第 316 号) (抄)

(不要財産の国庫納付)

第 2 条の 2 独立行政法人は、通則法第 46 条の 2 第 1 項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付(以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。)について、通則法第 46 条の 2 第 1 項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額
(現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額)
- 四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 五 現物による国庫納付の予定時期
- 六 その他必要な事項

2 略

独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令 (平成 16 年 3 月 29 日厚生労働省令第 56 号) (抄)

(通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産)

第 1 条 独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 8 条第 3 項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第 46 条の 2 第 1 項又は第 2 項の認可に係る申請の日(各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第 30 条第 1 項の中期計画の認可に係る申請の日)における帳簿価額(現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額)が 50 万円以上のもの(その性質上通則法第 46 条の 2 の規定により処分することが不適当なものを除く。) その他厚生労働大臣が定める財産とする。

労健福発第1088号

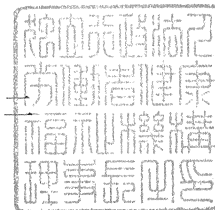
平成26年7月25日

厚生労働大臣

田 村 憲 久 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構

理 事 長 武 谷 雄



認 可 申 請 書

独立行政法人労働者健康福祉機構が所有する下記不要財産について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第2条の2第1項に基づき、別添のとおり、国庫納付に係る認可申請をいたします。

記

政府出資等に係る不要財産

161, 164, 057円（現金及び預金）

1 現物納付による国庫納付に係る不要財産の内容

- (1) 区分及び種類 現金及び預金
- (2) 額 161,164,057円

2 不要財産と認められる理由

当機構の第2期中期目標期間の最後の事業年度(平成25年度)における運営費交付金債務については、独立行政法人会計基準に基づき、精算収益化を行っているところであるが、独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令に基づき、運営費交付金を充当して業務を行う勘定(以下「本部等勘定」という。)については、それ以外の勘定と明確に区分して経理を行う必要があり、当該精算収益化額に相当する額等については、当機構において活用できないため、将来にわたり業務を実施する上で必要がない財産と認められるもの。

3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産額

- (1) 取得日の額 161,164,057円
- (2) 申請日の額 161,164,057円

4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他内容

- (1) 出資又は支出の額 161,164,057円
- (2) 会計の区分 労働保険特別会計

5 現物による国庫納付の予定時期

平成26年10月予定

6 その他必要な事項

当機構の法定勘定は1勘定であり、本部等勘定以外の勘定の損益計算において精算収益化による利益を上回る損失が生じていたため、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第44条第2項の規定に定めるとおり、この損失を埋め、なお繰越欠損金として整理を行ったところである。

よって、精算収益化額等については、労働者健康福祉機構法第13条第3項に該当しないため、機構内部に留保していたものであるが、通則法第46条の2第1項の規定に基づき、政府出資等に係る不要財産として国庫納付するに当たり、認可申請を行うものである。

不要財産の国庫納付について（敷金等返戻金）

1 概要

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）設立の際、政府出資見合いの資産として承継した事務所及び宿舍等の敷金並びに契約預託金のうち、事務所の縮小、宿舍の退去等及び契約解除に伴い平成 25 年度中に生じた敷金及び契約預託金の返戻金で使用計画がないものを、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に基づき、不要財産として国庫納付するもの。

2 国庫納付する不要財産

現金及び預金 7,055,828 円

3 経緯

（１）機構は、設立の際、前身の労働福祉事業団が民間業者より賃借していた事務所及び宿舍等の敷金並びに契約預託金を政府出資見合いの資産として承継した。

その後、事務所の縮小、宿舍の退去等に伴って生じた敷金の返戻金は、新たに借り上げた事務所及び宿舍の敷金として差し入れたものを除き、本部等勘定に預金等として留保していた。

（２）しかし、会計検査院の「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 1 1 月）において、平成 24 年度までに生じた当該返戻金について、今後の使用計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないことなどから、業務の財源に充てることは想定されていないと認められるため、通則法に基づき、速やかに国庫納付の認可申請を行うべきとの指摘を受けた。

（３）これを受け、機構は、平成 24 年度までに生じた当該返戻金を平成 26 年 2 月に国庫納付した（平成 25 年 1 2 月労働部会にて意見聴取）。

（４）平成 25 年度においても、事務所の縮小、宿舍の退去等及び契約解除に伴う敷金及び契約預託金の返戻金で今後の使用計画がないものが生じており、現在、これを本部等勘定に預金等として留保しているため、機構は、当該返戻金を不要財産として国庫納付することとしたものである。

4 添付資料

（１）参照条文（別紙 1）

独立行政法人通則法**(平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号)(抄)****(財産的基礎等)****第 8 条 略****2 略**

- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。)
で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第 46 条の 2 又は第 46 条の 3 の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

- 第 46 条の 2** 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第 30 条第 2 項第 4 号の 2 の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 ~ 4 略

- 5 主務大臣は、第 1 項、第 2 項又は第 3 項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
(平成 12 年 6 月 7 日政令第 316 号) (抄)

(不要財産の国庫納付)

第 2 条の 2 独立行政法人は、通則法第 46 条の 2 第 1 項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第 46 条の 2 第 1 項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額
(現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額)
- 四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 五 現物による国庫納付の予定時期
- 六 その他必要な事項

2 略

独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令 (平成 16 年 3 月 29 日厚生労働省令第 56 号) (抄)

(通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産)

第 1 条 独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 8 条第 3 項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第 46 条の 2 第 1 項又は第 2 項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第 30 条第 1 項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が 50 万円以上のもの（その性質上通則法第 46 条の 2 の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。

労健福発第1089号

平成26年7月25日

厚生労働大臣

田 村 憲 久 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構

理 事 長 武 谷 雄



認 可 申 請 書

独立行政法人労働者健康福祉機構が所有する下記不要財産について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第2条の2第1項に基づき、別添のとおり、国庫納付に係る認可申請をいたします。

記

政府出資等に係る不要財産

7, 055, 828円（現金及び預金）

1 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

- (1) 区分及び種類 現金及び預金
- (2) 額 7 , 0 5 5 , 8 2 8 円

2 不要財産と認められる理由

当機構の設立の際、政府出資見合いの資産として承継した事務所及び宿舍等の敷金及び契約預託金のうち、平成 2 5 年度に事務所の移転や縮小、宿舍の退去等に伴い生じた敷金の返戻金及び契約解除に伴う契約預託金の返戻金について、使用計画がなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められるもの。

3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の額

- (1) 取得日の額 7 , 0 5 5 , 8 2 8 円
- (2) 申請日の額 7 , 0 5 5 , 8 2 8 円

4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他の内容

- (1) 出資又は支出の額 7 , 0 5 5 , 8 2 8 円
- (2) 会計の区分 労働保険特別会計

5 現物による国庫納付の予定時期

平成 2 6 年 1 0 月予定